

字の区域の変更について

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく小島地区農地集積加速化基盤整備事業の施行に伴い、次のとおり字の区域を変更する。

熊本市長 大 西 一 史

変更前 の町	変更前 の字	区域	変更後 の町	変更後 の字
小島下町	葭小屋	919、920、920の1、 935の1、935の2の地先の 道路である公有地の一部	小島下町	本潟
小島下町	葭小屋	912の一部、927の一部、 927の1の一部、928の1か ら928の3までの各一部及び これらの区域に隣接介在する道 路、水路である公有地の全部	小島下町	砂山
小島下町	中新地	1278の1の一部、1279の 一部、1279の1の一部、 1312の一部、1312の1の 一部、1313の一部、1313 の1の一部及びこれらの区域に 隣接介在する道路、水路である公 有地の全部	小島下町	砂山
小島下町	由理込	1331の一部、1331の1の 一部及びこれらの区域に隣接す	小島下町	砂山

		る水路である公有地の全部		
小島下町	笹塘	1441、1464、1464の 1、1465の1の地先の道路で ある公有地の一部	小島下町	中新地
小島下町	中新地	1313の一部、1313の1の 一部、1314の一部、1314 の1、1315の一部、1315 の1、1316の一部、1316 の1、1317の1の一部、 1317の2の一部、1317の 3、1317の4、1318の一 部、1318の1、1319の一 部、1319の1、1320の一 部、1320の1、1321の一 部、1321の1、1322の一 部、1322の1、1323の一 部、1323の1、1324の一 部、1324の1、1325の一 部、1325の1	小島下町	由理込
小島下町	笹塘	1441の1、1442の1、 1443の1、1444の1、 1445の1、1446の1、 1447の3、1447の4、 1448の1、1449の1、 1451の3、1451の4の一 部、1452の1の一部及びこれ らの区域に隣接する道路、水路で ある公有地の全部	小島下町	由理込
小島下町	沖中新地	3245の一部、3246の一 部、3253の一部、3254の	小島下町	由理込

		一部		
小島下町	砂新地五 番割	4 3 5 5 の 1、4 3 5 6 の 1、 4 3 5 7 の 1 の一部及びこれら の区域に隣接介在する道路、水路 である公有地の全部	小島下町	由理込
小島下町	沖中新地	3 2 1 4 の一部、3 2 4 5 の一 部、3 2 4 6 の一部、3 2 5 3 の 一部	小島下町	笹塘
小島下町	大物掛	1 5 1 7 の 1 の一部、1 5 1 7 の 2 の一部	小島下町	笹塘
小島下町	笹塘	1 4 7 8 から 1 4 8 7 まで、 1 4 8 8 の 1、1 4 8 8 の 2 の地 先の道路である公有地の一部	小島下町	大物掛
小島下町	笹塘	1 4 7 6 の一部、1 4 7 7 の一部 及びこれらの区域に隣接介在す る道路、水路である公有地の全部	小島下町	沖中新地
小島下町	西葭場開	3 0 8 9 の 1、3 0 8 9 の 2、 3 1 0 6 の 1 の一部、3 1 0 7 の 1、3 1 0 8 の 1、3 1 0 9、 3 1 1 0 の一部及びこれらの区 域に隣接介在する道路、水路であ る公有地の全部	小島下町	大物掛
小島下町	西葭場開	3 1 5 8 から 3 1 7 4 までの各 一部	小島下町	沖中新地
小島下町	大物掛	1 5 1 7 の 1 の一部、1 5 1 7 の 2 の一部及びこれらの区域に隣 接する道路、水路である公有地の 全部	小島下町	沖中新地

小島下町	大物掛	1 5 1 7 の 1 の一部、1 5 1 8 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに 1 5 1 8 の地先の道路、水路である公有地の一部	小島下町	西葭場開
小島下町	砂新地一番割	3 4 8 8 の 1 の一部	小島下町	西葭場開
小島下町	西葭場開	3 1 3 6 から 3 1 3 8 まで、3 4 8 9 の 4 の地先の道路である公有地の一部	小島下町	砂新地一番割
小島下町	砂新地一番割	3 5 0 3 の 1、3 5 0 6 の 3、3 5 0 7 の 1 に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	小島下町	沖中新地
小島下町	砂新地四番割	3 3 1 2 の一部、3 3 1 3 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	小島下町	沖中新地
小島下町	沖中新地	3 2 5 5 の一部	小島下町	砂新地五番割
小島下町	砂新地三番割	4 2 7 0 の 1 の一部及びこの区域に隣接する水路である公有地の全部	小島下町	砂新地五番割
小島下町	砂新地四番割	3 2 9 2 の 1、3 2 9 2 の 2、3 2 9 5、3 2 9 6、3 2 9 9、3 3 0 0、3 3 0 3、3 3 0 4、3 3 0 7、3 3 0 8 の 1、3 3 0 8 の 2、3 3 1 1、3 3 1 2 の地先の道路である公有地の一部	小島下町	砂新地三番割

小島下町	砂新地四 番割	3 2 9 3 の 1 の一部、3 2 9 3 の 2 の一部、3 2 9 4 の一部、 3 2 9 7 の一部、3 2 9 8 の一 部、3 3 0 1 の一部、3 3 0 2 の 一部、3 3 0 5 の一部、3 3 0 6 の 一 部 、 3 3 0 9 の 一 部 、 3 3 1 0 の一部、3 3 1 3 の一部 及びこれらの区域に隣接する道 路である公有地の一部	小島下町	砂新地一 番割
小島下町	砂新地二 番割	3 3 9 5 の 2 の一部及びこの区 域に隣接する道路、水路である公 有地の一部	小島下町	砂新地四 番割
小島下町	砂新地三 番割	4 2 5 9 の 2 の一部及びこの区 域に隣接する道路、水路である公 有地の全部並びに 4 2 6 0 の 1 の地先の水路である公有地の一 部	小島下町	砂新地四 番割
小島下町	砂新地三 番割	4 2 5 5 の 2 の一部、4 2 5 8 の 1 の一部、4 2 5 9 の 1 の一部、 4 2 5 9 の 2 の一部及びこれら の区域に隣接する水路である公 有地の全部並びに 4 2 5 5 の 2 の地先の水路である公有地の一 部	小島下町	砂新地二 番割
小島下町	砂新地四 番割	3 2 9 3 の 1 の地先の道路であ る公有地の一部	小島下町	砂新地二 番割
小島下町	砂新地一 番割	3 5 1 5 の一部、3 5 1 6 の一 部、3 5 3 0 の 2 の一部及びこれ らの区域に隣接介在する道路、水 路である公有地の全部並びに	小島下町	砂新地二 番割

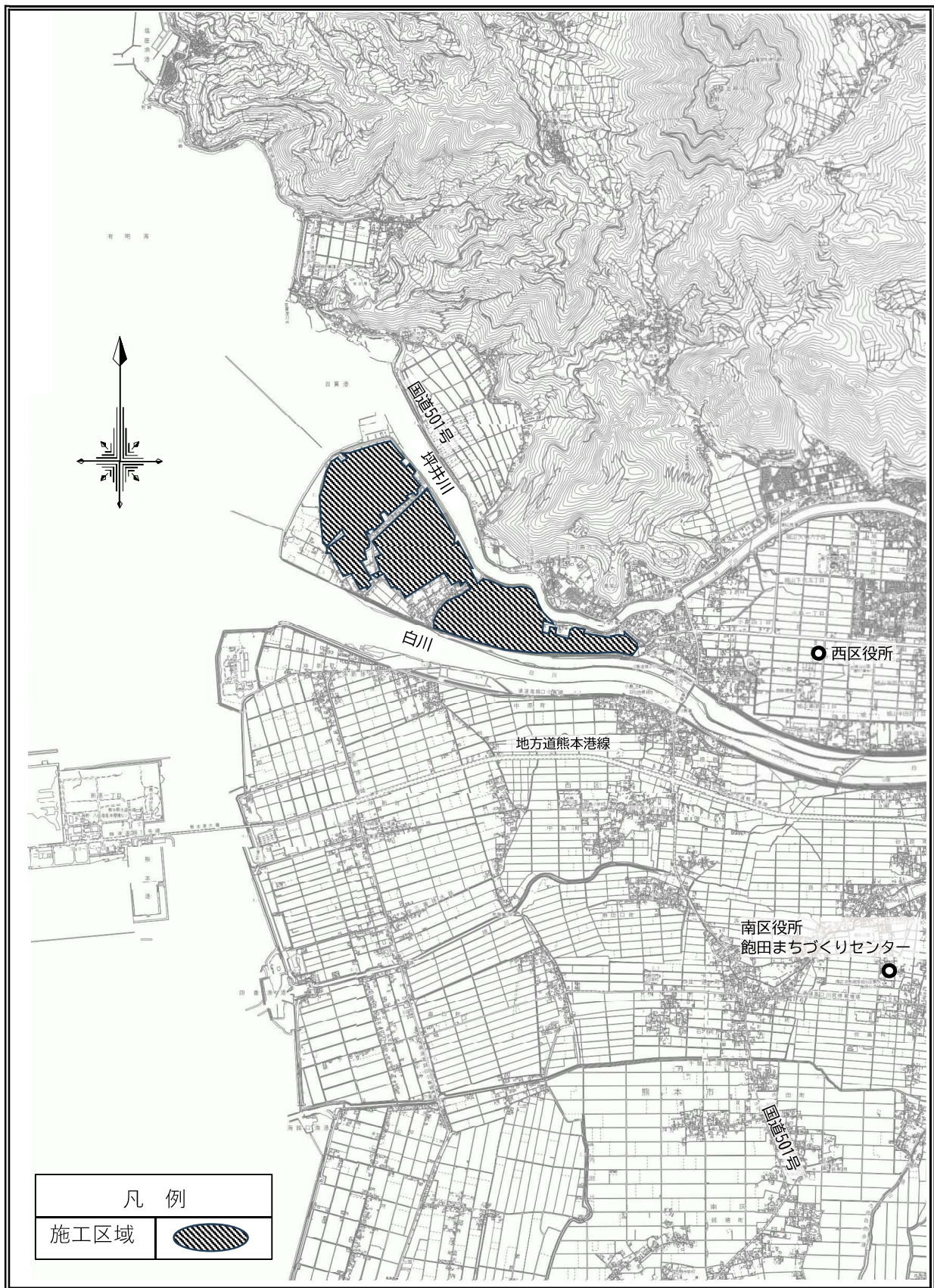
		3 5 1 5 の地先の道路、水路である 公有地の一部		
小島下町	砂新地二 番割	3 3 8 8 の 2 、 3 3 8 9 から 3 3 9 2 まで、 3 3 9 3 の 1 、 3 3 9 3 の 2 の地先の道路である 公有地の一部	小島下町	砂新地三 番割
小島下町	住吉二番 割	3 8 4 7 の一部、 3 8 4 8 の 1 の 一部、 3 8 4 9 の 1 の一部、 3 8 7 1 の 3 の一部、 3 8 7 1 の 4 の一部、 3 8 7 1 の 1 5 の一 部、 3 8 7 1 の 1 6 の一部及びこ れらの区域に隣接する水路である 公有地の全部	小島下町	住吉一番 割
小島下町	住吉二番 割	3 8 7 1 の 1 7 の一部	小島下町	住吉三番 割
小島下町	住吉四番 割	4 1 3 4 から 4 1 3 7 までの各 一部、 4 1 3 9 から 4 1 4 3 まで の各一部、 4 1 4 6	小島下町	住吉三番 割

(提出理由)

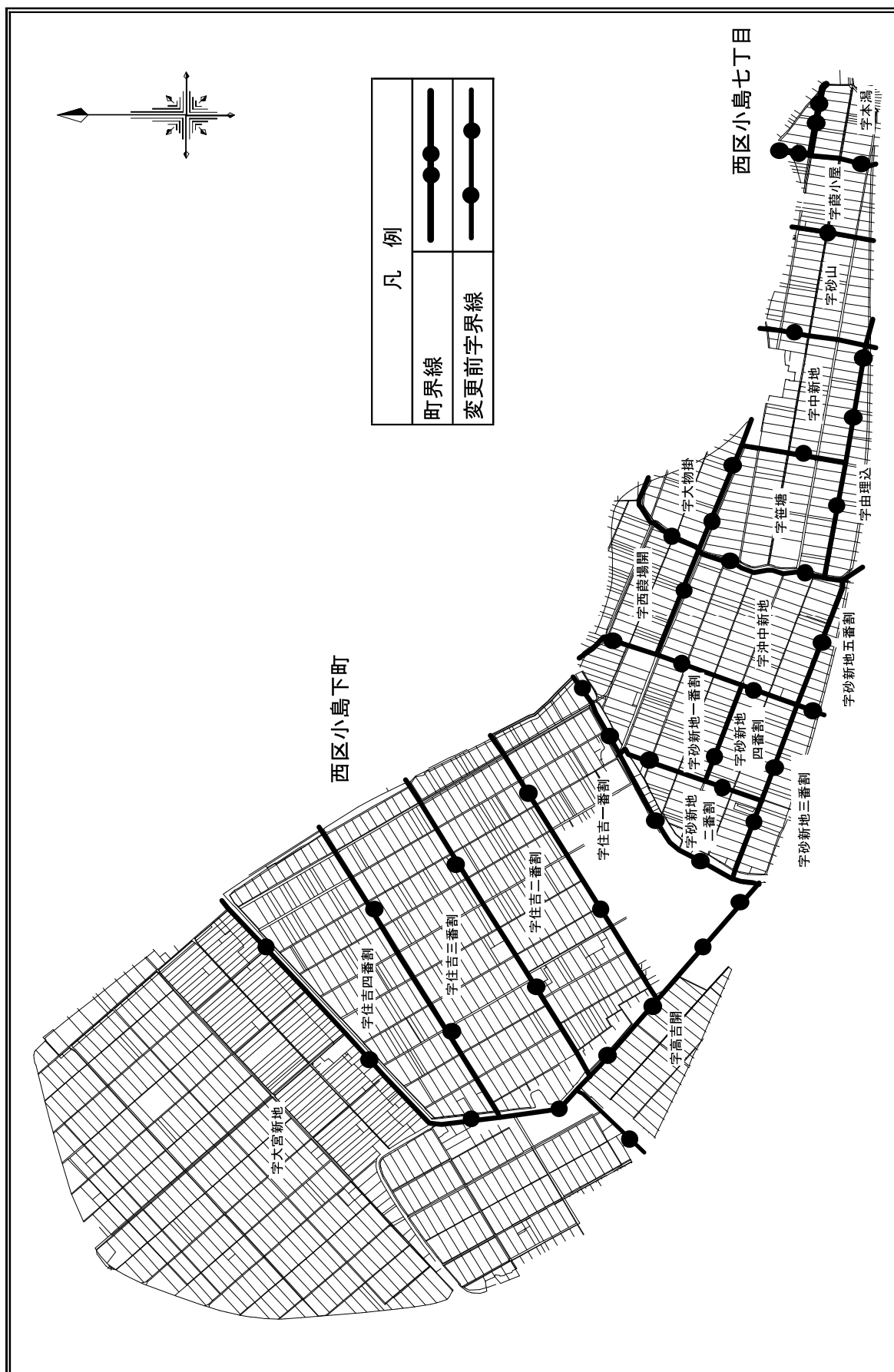
市の区域内において、字の区域を変更するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

位置図（熊本市西区小島下町地域）



变更前字界図



変更後字界図

